

京都水道グランドデザイン(中間案)からの変更内容

<資料3>

変更箇所		変更前	変更後	変更理由												
概要版	P2	10年後には技術職員の4割が退職。若手職員が少なく技術継承に不安！	今後10年間に現在の技術職員の4割が退職。若手職員が少なく技術継承に不安！	文言修正												
	P10 (他、本体P68)	・府内最大規模の事業者である京都市が構成市町村となっている。	・府内最大規模の事業者である京都市や府営水道受水市町を中心に人口が集中している地域がある一方で、相楽郡等には小規模な水道施設が点在。	パブコメを受けて修正												
本体	P18 (他、別冊資料P1)	※料金回収率=(供給単価/給水原価)×100	※料金回収率=(供給単価/給水原価)×100 (供給単価:有収水量1m3の供給で得られる収益、 給水原価:有収水量1m3をつくるために必要な費用)	給水原価及び供給単価の意味を追記												
	P66	なお、圏域(府県域を含む。)を越えての広域連携について検討する場合も、府は、その取組を支援していきます。	なお、圏域や府県域を越えての広域連携について検討する場合も、府は、その取組を支援していきます。	パブコメを受けて修正												
	P70	・水道事業に関しては、北部地区水道事業連絡協議会(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市及び与謝野町)が設置され、課題等に関する情報交換等が行われている。	・水道事業に関しては、北部地区水道事業連絡協議会が設置され、課題等に関する情報交換等が行われている。	伊根町が新たに協議会に参加し、圏域内全市町が構成団体になったため												
別冊資料	P1他	注釈に、各指標の算定式等を追記 <追加内容>														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ページ</th> <th>追加内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P1</td> <td>※2 料金回収率=(供給単価/給水原価)×100 (供給単価:有収水量1m3当たりの販売単価、給水原価:有収水量1m3当たりの製造原価)</td> </tr> <tr> <td>P9</td> <td>※1 基幹管路の耐震適合率=(耐震適合性のある基幹管路延長/基幹管路総延長)×100 ※2 耐震管以外でも、管路が布設された地盤の性状を勘案すれば、耐震性があると評価できる管があり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性のある管」という。</td> </tr> <tr> <td>P10</td> <td>※浄水施設の耐震化率=(耐震対策の施されている浄水施設能力/全浄水施設能力)×100</td> </tr> <tr> <td>P11</td> <td>※配水池の耐震化率=(耐震対策の施されている配水池容量/配水池総容量)×100</td> </tr> <tr> <td>P12</td> <td>※管路の経年化率=(法定耐用年数(40年)を超過した管路延長/管路総延長)×100</td> </tr> <tr> <td>P13</td> <td>※管路の更新率=(更新された管路延長/管路総延長)×100</td> </tr> <tr> <td>P20</td> <td>※1 経常収支比率=経常収益/経常費用×100 ※2 料金回収率=(供給単価/給水原価)×100 ※3 有形固定資産減価償却率=有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100</td> </tr> </tbody> </table>	ページ		追加内容	P1	※2 料金回収率=(供給単価/給水原価)×100 (供給単価:有収水量1m3当たりの販売単価、給水原価:有収水量1m3当たりの製造原価)	P9	※1 基幹管路の耐震適合率=(耐震適合性のある基幹管路延長/基幹管路総延長)×100 ※2 耐震管以外でも、管路が布設された地盤の性状を勘案すれば、耐震性があると評価できる管があり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性のある管」という。	P10	※浄水施設の耐震化率=(耐震対策の施されている浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	P11	※配水池の耐震化率=(耐震対策の施されている配水池容量/配水池総容量)×100	P12	※管路の経年化率=(法定耐用年数(40年)を超過した管路延長/管路総延長)×100	P13
ページ	追加内容															
P1	※2 料金回収率=(供給単価/給水原価)×100 (供給単価:有収水量1m3当たりの販売単価、給水原価:有収水量1m3当たりの製造原価)															
P9	※1 基幹管路の耐震適合率=(耐震適合性のある基幹管路延長/基幹管路総延長)×100 ※2 耐震管以外でも、管路が布設された地盤の性状を勘案すれば、耐震性があると評価できる管があり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性のある管」という。															
P10	※浄水施設の耐震化率=(耐震対策の施されている浄水施設能力/全浄水施設能力)×100															
P11	※配水池の耐震化率=(耐震対策の施されている配水池容量/配水池総容量)×100															
P12	※管路の経年化率=(法定耐用年数(40年)を超過した管路延長/管路総延長)×100															
P13	※管路の更新率=(更新された管路延長/管路総延長)×100															
P20	※1 経常収支比率=経常収益/経常費用×100 ※2 料金回収率=(供給単価/給水原価)×100 ※3 有形固定資産減価償却率=有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100															
	P1,4,5,6,21	府内合計値及び一部全国値を追記														